

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「民間事業者が設置する」を削る。

別表戸籍等に関するものの部9の項を同部13の項とし、同部8の項中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示した書類」を加え、同項を同部12の項とし、同部7の項を同部11の項とし、同部6の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事項の証明」の次に「又は届書等情報の内容の証明」を加え、同項を同部10の項とし、同部中5の項を9の項とし、4の項を8の項とし、3の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 除かれた戸籍の謄本又は除かれた戸籍の全部事項証明書の広域交付	1通	750円	
7 戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件	700円	

別表戸籍等に関するものの部2の項の次に次のように加える。

3 戸籍の謄本又は戸籍の全部事項証明書の広域交付	1通	450円	
4 戸籍法（昭和22年法律第224			

<p>号) 第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び7の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>1件</p>	<p>400円</p>	
---	-----------	-------------	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。